

桐生市男女共同参画計画（平成28年度～令和2年度版）

令和元年度実施状況について

桐生市では、男女共同参画社会の実現を目指し、「桐生市男女共同参画計画（平成28年度～令和2年度版）」に基づいて、76施策・119事業を展開しています。計画の着実な進行と成果の見える化を図るため、各事業の実施状況について、年度ごとに「実施状況報告書」を作成するとともに、桐生市男女共同参画推進協議会からの意見を各課にフィードバックし、その後の事業の改善等に繋げています。本書は、令和元年度の「実施事業報告書」の概要について、市民の皆様に公表するものです。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

1 社会制度や慣行の見直し

家庭や職場、地域の中で、誰もが性別を問わず生き生きと活躍していくことのできる社会を目指し、令和元年度は、女性の地域防災活動への参画や、働く女性の健康管理やストレス対処をテーマとしたセミナーを開催したほか、市民編集員による情報紙の発行等、男女共同参画に関する情報発信を行いました。また、男女共同参画計画の見直しに向けて「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施したところ、調査結果からは、固定的な性別役割分担意識やさまざまな分野における男女の不平等が依然として残る状況が明らかとなりました。引き続き、より多くの方が男女共同参画について理解し、誰もが活躍できる環境づくりに自ら参画していけるよう、積極的に情報発信等に努めてまいります。

2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

男女平等や男女共同参画の意識を育てる学校教育に加え、子どもを取り巻く大人が男女共同参画等について学んだり、子どもと共に参画したりすることのできる講座の開催等、家庭教育のための学習機会の充実を図りました。概ね計画通りの実施となりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、一部の講座等が開催中止となりました。引き続き、社会状況等を注視しながら、実施内容や方法について検討のうえ実施してまいります。

3 人権の尊重

男女共同参画社会づくりの基本ともいえる、多様な生き方の尊重や人権文化の定着を図るため、各種啓発活動や人権相談の開催と周知、人権に関する学習機会の提供等について、概ね計画通り実施しました。引き続き、各種情報等について広く周知してまいります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進

1 男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画に対する男性の理解を促すため、セミナーの開催や子育てに関するガイドブックの配布、事業所に向けた労働時間の短縮や休暇の取りやすい環境整備等、働き方の見直し等に関する啓発等を実施しました。セミナーについては、令和元年度は男性のみに向けたテーマでの開催はできませんでしたが、一部のセミナーには男性にも参加いただき、高評を得ることができました。引き続き、積極的な啓発に努めてまいります。

2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策や方針決定の過程において男女双方の意見を十分に反映していくため、行政や事業所、地域における女性の登用推進及び啓発を実施しました。市の係長以上の女性管理職の割合については、平成30年度より0.8ポイント改善、市立の小学校・中学校・高校の女性管理職の割合については、7.0ポイント改善となりましたが、市の各種委員会等における女性の割合については0.6ポイントの悪化となり、いずれも目標値には届いていない状況にあります。引き続き、関係各課と連携しながら、各分野における女性参画について推進を図ってまいります。

なお、市の組織に限らず、市民の皆様が所属されているそれぞれの組織においても、女性が参画することの意義を理解し、根気強く取り組んでいくことが、社会のあらゆる分野における政策や方針決定過程への女性参画拡大につながっていきます。引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

項目	目標値	実績値
各種委員会等における女性登用率	30%	22.1%
市職員：係長以上の女性管理職の割合	30%	23.8%
市立小・中・高校教職員：女性管理職の割合	15%	14%

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

すべての男女が、仕事・家庭生活・地域活動等の調和を図ることによって、多様な生き方を選択・実現できるよう、働き方に関する啓発や各種制度に関する周知、就業支援、子育て支援にかかわる事業について、概ね計画通りに実施しました。今後も、積極的な情報発信や利用者ニーズを捉えた支援に取り組んでまいります。

基本目標Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

1 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス（DV）や職場におけるハラスメントなど、あらゆる暴力について理解し、正しく対処することができるよう啓発を行うとともに、被害者に対して必要な支援を適切に実施できるよう各課や関係機関と連携のもと取り組みました。引き続き、支援体制の強化や相談窓口のさらなる周知等に取り組んでまいります。

2 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

防災に関する施策や活動に女性や多様な人の視点が広く反映されるよう、女性消防吏員・団員等の登用、災害対応研修への女性参画の推進等に取り組みました。災害対応研修の女性の参加者の割合は 68.4%（平成 30 年度の 39.9%より 28.5 ポイント増）となり、女性の防災に対する関心が高まっている傾向が見られますが、一方で、消防吏員の女性受験者は平成 30 年度より 2 名増加したものの、女性吏員の割合は 2.3%にとどまっているほか、女性消防団員の新規入団が 0 名となる等、依然として実際の活動等への女性の参画はまだ十分とはいえない状況にあります。引き続き、女性をはじめとする多様な方々が参画しやすい環境づくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様の積極的な参画をお願いいたします。

3 生涯にわたる健康づくり支援

市民の皆様がライフスタイルに応じた健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、さまざまな健康教育や健康診査、スポーツイベントや講座などを開催しました。引き続き多様なニーズを捉えながら、イベントや講座を充実するとともに、各種検診の受診等について、さらなる周知徹底を図ってまいります。

4 支援を必要とする男女が安心して暮らせる環境づくり

家族形態、年齢、ハンディキャップ、国籍の違いの有無等にかかわらず、ともに助け合いチャレンジしていける環境を目指して、各種支援を実施しました。引き続きニーズの把握を行いながら、利用者に寄り添った支援を実施してまいります。

男女共同参画社会の実現には、家庭、職場、地域等、日常のあらゆる場面において、一人ひとりが少しだけ意識を変えて、主体的に行動していくことの積み重ねが重要と考えています。今後も計画に基づいてさまざまな事業を展開してまいりますので、市民の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。